

令和7年度 部活動に係る活動方針

I 本校部活動の方針

本校学校経営計画及び「八王子市教育委員会 市立学校に係る部活動の方針」等※¹を踏まえ、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動環境を構築する」という観点に立ち、以下の方針を示し、心身の健康を育む部活動を展開する。

- 1 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むべく、学習活動をはじめとした他の教育活動と部活動との両立を図る。
- 2 希望生徒の自主的・自発的な参加により、合理的、効率的に取り組み、効果をあげる。
- 3 技術や体力のみならず、遵法精神や礼儀、協調性等を身に付ける場とする。
- 4 卒部後も見据え、生涯スポーツや文化を楽しむことできるようにする。
- 5 運営に当たっては、顧問や指導者の指導の下、安全の確保を行う。

※¹ スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」、「八王子市立学校に係る部活動の方針」

II 適切な休業日等の設定方針

生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医科学等の研究も踏まえ、以下を基準とする。

1 休養日

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

※ 平日及び週休日の各1日以上を休養日とする。

大会等の都合により休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

- (2) 長期休業日も平日と同様の休養日を設ける。また、原則として3日以上休養期間を設ける。
- (3) 定期テスト1週間前の日から定期テスト終了までは原則として活動しないものとする。

2 活動時間

- (1) 学期中の平日の実活動時間は2時間程度とする。

Ⅲ 設置している部活動【第２・３学年】

Ⅰ 運動部

- (1) 陸上競技 (2) バドミントン (3) 卓球 (4) 男子バスケットボール
(5) 女子バスケットボール (6) バレーボール (7) 野球
(8) サッカー (9) ソフトテニス

Ⅱ 文化部

- (1) 創作 (2) 美術 (3) 演劇 (4) 吹奏楽

Ⅳ 設置している部活動【第Ⅰ学年】

Ⅰ 運動部

- (1) 軽スポーツ (2) 男子バスケットボール (3) 女子バスケットボール
(4) バレーボール (5) 野球 (6) サッカー (7) ソフトテニス

Ⅱ 文化部

- (1) アート (2) 演劇 (3) 吹奏楽

Ⅴ 各部の活動計画

別紙のとおり

Ⅵ その他

- Ⅰ 入部はⅠ年単位とし、毎年入部届を提出する。
- Ⅱ 顧問及び指導者は体罰やハラスメントを絶対に行わない。
- Ⅲ 保護者の当番活動や経済的負担等が荷重にならないよう配慮する。
- Ⅳ 顧問がいなくなった場合は、部員の募集を停止したり、廃止したりする。